入　札　説　明　書

滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借

令和８年11月

総務部税政課

１　入札に付する事項 2
２　入札に参加する者に必要な資格 2
３　入札説明会 2
４　質問および回答 2
５　入札および開札 3
６　入札保証金 4
７　無効な入札 4
８　落札者の決定 5
９　契約保証金 5
１０　契約書の作成 5
１１　契約条項 5
１２　入札参加者に要求される事項 5
１３　バックアップ拠点の現地調査 6
１４　その他必要な事項 6
（参考：法令等の抜粋） 7

別記様式　　様式１～５

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者に必要な資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号。以下「資格要綱」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

別記１のとおり。

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第167条の4［注1］の規定に該当する者でないこと。

（２）滋賀県財務規則第195条の2各号［注2］のいずれにも該当しない者であること。

（３）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

（４）入札参加者に必要な資格等（令和８年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に次に掲げる営業種目のいずれにも登録されていること。

・大分類：02役務　中分類：16リース・レンタル
　小分類：01事務用機械器具賃貸　細分類：01電子計算機・同関連機器賃貸

・大分類：02役務　中分類：16リース・レンタル
　小分類：02産業用機械器具賃貸　細分類：01通信機械器具賃貸

なお、新たに一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、別記２に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によっては当該入札の手続に間に合わないことがある。

（５）借入期間中、借入機器等に係る修理および部品供給等を行う体制を整えた者であること。

（６）令和３年４月１日以降において、物理サーバ３台以上で構成された、仮想化技術を用いた情報システムにおけるサーバ機器等の借入（保守を含む）に契約を締結した実績を有する者であること。

３　入札説明会

入札説明会は行わない。

４　質問および回答

本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

（１）質問方法については、「質問票」（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールにて提出すること。提出先のメールアドレスは別記３の（１）のとおり。

（２）質問提出資格者は、入札参加資格を有する企業・団体等に所属する者または入札参加資格を有する個人とする。
（３）電子メールの質問受付期間については、別記３の（１）のとおり。
（４）回答方法については、質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。
・滋賀県ホームページ「入札等に関する質問および回答」
https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/27520.html

５　入札および開札

（１）入札参加者またはその代理人は、滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借仕様書（以下、「仕様書」という。）、滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借契約書 （案）を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、別記７に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
（２）入札参加者またはその代理人は、電子入札による場合は、「滋賀県物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）」を利用し、入札期間中に入札しなければならない。代理人が電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

電子入札によらない場合は、別記様式１により入札書を直接にまたは郵便（書留郵便に限る。）により入札期間中に提出しなければならない。

直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借の入札書在中」と朱書しなければならない。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借の入札書在中」と朱書し、外封筒の封皮には「滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借の入札書在中」と朱書しなければならない。
（３）入札参加者は、別記様式１により入札書を提出する場合、次の各号に掲げる事項を記載すること。なお、代理人が入札する場合は、入札書と同時に別記様式２により委任状を提出しなければならない。この際、委任状は入札書と同じ封筒に同封しないこと。

ア　入札金額
イ　調達件名
ウ　履行場所
エ　入札保証金額
オ　入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
カ　代理人が入札する場合は、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所、氏名、同じ印を押印
キ　入札書を送付または提出した年月日

（４）別記様式１による入札書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
（５）別記様式１による入札書の提出場所は、別記４の（１）のとおり。
（６）入札参加者は、別記様式１による入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
（７）入札の受付期間は、別記４の（２）のとおり。
（８）入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
（９）入札執行者またはその代理人は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
（10）入札金額は借入期間における賃貸借料を見積もるものとする。
（11）開札をした場合において、入札参加者またはその代理人のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは再入札を行う場合がある。再入札は別に定める日時において行うこととし、再入札の結果、予定価格の範囲内での入札がないときは随意契約に移行することがある。
（12）（11）において再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとし、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
（13）入札執行者は、入札公告等に規定する無効入札をした者を再度の入札に参加させることができない。
（14）別に定める日時において再入札を行う場合の入札の受付期間は別記４の（４）のとおり。

６　入札保証金

滋賀県財務規則第202条［注3］第3号の規定に基づき、入札保証金の全部を免除する。

７　無効な入札

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。
（１）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
（２）委任状を提出しない（滋賀県物品・役務電子調達システムによる場合にあっては、委任者からの承認および当該システムへの委任情報登録がされていない）代理人のした入札
（３）入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札
（４）談合その他不正の行為があったと認められる入札
（５）入札保証金を免除した場合を除き、その全部または一部が納付されていないとき
（６）入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札
（７）入札書記載の金額を加除訂正した入札
（８）虚偽の申請等を行った者のした入札
（９）滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札
（10）その他入札に関する条件に違反した入札

8　落札者の決定

（1）滋賀県が認めた入札参加者またはその代理人であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。落札者は、総額により決定する。

（3）落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに電子調達システムの電子くじにより、落札者を決定するものとする。

（4）落札者は、原則として落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

9　契約保証金

滋賀県財務規則第230条［注4］第3号の規定に基づき、契約保証金の全部を免除する。

１０　契約書の作成

（1）入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から速やか（特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。

（2）契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

（3）（2）の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

（4）契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

（5）契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

１１　契約条項

滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借契約書(案)のとおり

１２　入札参加者に要求される事項

（1）２（4）から（6）までに掲げる資格を有することを証する書類として、別記様式３による入札参加資格確認申請書を提出すること。

（2）入札参加資格確認申請書は令和８年12月４日（金）17時までに、別記７に示す場所において提出すること。内容の審査を行い、入札参加資格確認結果通知書を交付する。なお、入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者のした入札は無効になるので注意すること。

（３）電子入札を行う入札参加者は、入札参加資格確認申請書を提出するとともに、電子調達システムにおいて別途、入札参加確認資格確認申請を１２（２）の期限までに併せ行うこと。電子調達システムで資格確認申請を行わない場合は、電子調達システムの仕様上電子入札を行うことができず、別記様式１による紙入札のみとなるので注意すること。

（４）調達予定の機器について別記様式４に記載し、製品のカタログ等、仕様要件を満たすことが確認できる資料を添付のうえ提出すること。

（５）１２（４）は、１２（２）の期限までに、入札参加資格確認申請書と併せて提出すること。

１３　バックアップ拠点の現地調査

バックアップ拠点について、１２の入札参加資格確認結果通知書の交付を受けている者に限り、現地調査を許可する。現地調査が実施可能な期間は別記６のとおりで、調査に要する時間は２時間以内とする。

調査を希望する場合は、調査を行いたい日の３日前（土曜日、日曜日および祝日を除く）までに別記様式５による現地調査申請書を別記７に示す場所に提出すること。なお、現地調査の実施期間内であっても、希望する日時での調査を確約することはできないので、予め注意すること。加えて、この調査により知り得た情報をみだりに他人に知らせること、または不当な目的に使用することのないよう徹底すること。

バックアップ拠点の場所の詳細については、現地調査の許可に合わせて通知する。

１４　その他必要な事項

（１）入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。

（２）入札参加者またはその代理人は、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、別途滋賀県が指定した期日までに、自らの負担において完全な説明をすること。

（３）契約条項を示す場所および日時は、別記５のとおり。

（４）本件調達に関しての照会先は、別記７のとおり。

（参考：法令等の抜粋）

［注1］

【地方自治法施行令】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成3年法律第77号）第32条第1項 各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)地方自治法第234条の2第1項［注6］の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6)契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7)この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

［注2］

【滋賀県財務規則】

（一般競争入札参加の資格）

第195条の2　知事は、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第9条に規定する指定暴力団員を除く。）

(3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者（防止法第32条第1項第2号に該当する者を除く。）
(4) 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第32条第1項第3号に該当する者を除く。）
(5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
(6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第32条第1項第4号に該当する者を除く。）

［注3］
【滋賀県財務規則】
（入札保証金の納付の免除）
第202条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
(1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
(2) 入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下 「保証事業会社」という。）と契約保証の予約をしたとき。
(3) 入札に付す場合において、令第167条の5第1項［注7］の規定により知事が定めた資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4) 入札に参加しようとする者が、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）または他の地方公共団体であるとき
(5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る入札を行おうとするとき。

［注4］
【滋賀県財務規則】
（契約保証金の納付の免除）
第230条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
(3) 令第167条の5第1項［注7］の規定により知事が定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、もしくは令第167条の11第2項の規定により知事が定めた資格を有する者による指名競争入札に付　し、または随意契約による場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
(6) 国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または他の地方公共団体と契約するとき。
(7) 不動産の買入れまたは不動産もしくは物品の借入れもしくは交換をする契約を締結するとき。
(8) 放送、広告、調査、試験、研究、評価、訴訟等を委託する契約を締結するとき。
(9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業を実施するために新たに設立された法人と当該事業の実施に係る契約を締結する場合において、当該法人がその出資者を当該契約の履行を保証する保証人に立てたとき。

［注5］
【滋賀県財務規則】
（契約保証金）
第228条　令第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。
２　一定期間継続してする物または役務の給付について単価を定める契約をした場合における前項の契約金額は、購入等の予定数量に単価を乗じて得た額とする。
３　第1項に規定する契約保証金の納付は、令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により、国債、地方債および次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。
(1)第201条第3項各号に掲げる担保
(2)保証事業会社の保証
４　契約担当者は、第1項に規定する契約保証金(前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させる担保を含む。以下この章において同じ。)を契約の確定と同時に納付させるものとする。

［注6］
―地方自治法―
（契約の履行の確保）
第234条の2第1項　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

［注7］
【地方自治法施行令】
（一般競争入札の参加者の資格）
第167条の5第1項　普通地方公共団体の長は、前条［注1］に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

［注8］

【地方自治法施行令】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の5の2　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項［注7］の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

別　記

１　入札に付する事項

（１）調達件名：滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借

（２）賃貸借の内容等：仕様書のとおり

（３）契約期間：令和９年１月１日～令和14年12月31日

（４）履行場所：滋賀県総務部税政課

滋賀県大津市京町四丁目１番１号

２　資格審査に関する事項

照会先および審査申請書の提出先

（機 関 名）　滋賀県会計管理局管理課

（郵便番号）　520-8577

（所 在 地）　大津市京町四丁目１番１号

（電話番号）　077-528-4314

３　質問および回答

（１）質問提出先と受付期限

令和８年11月17日（火）９時～令和８年11月27日（金）17時

メールアドレス：bg00@pref.shiga.lg.jp

（２）質問および回答閲覧の場所および日時

（機 関 名）　滋賀県総務部税政課

（郵便番号）　520-8577

（所 在 地）　大津市京町四丁目１番１号

（日　　時）　令和８年12月２日（水）から令和８年12月11日（金）

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時～17時

４　入札および開札の場所および日時

（１）入札書の提出先

（機 関 名）　滋賀県総務部税政課

（郵便番号）　520-8577

（所 在 地）　大津市京町四丁目１番１号

（２）入札の受付期間

令和８年12月３日（木）９時～令和８年12月14日（月）12時

（３）開札日の日時および場所

開札日時：令和８年12月14日（月）14時

開札場所：滋賀県大津合同庁舎３階　入札室（大津市松本一丁目2-1）

（４）別に定める日時において再入札を行う場合の入札の受付期間

令和８年12月16日（水）９時～令和８年12月18日（金）12時

５　契約条項を示す場所および日時

（機 関 名）　滋賀県総務部税政課

（郵便番号）　520-8577

（所 在 地）　大津市京町四丁目1番1号

（日　　時）　令和８年11月17日（火）から令和８年12月14日（月）（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時～17時。ただし最終日のみ９時～12時。

６　バックアップ拠点の現地調査実施期間

令和８年12月１日（火）から令和８年12月８日（火）（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時～17時。

７　当該調達に関する問合せ先（契約に関する事務を担当する所属の名称および所在地）

（機 関 名）　滋賀県総務部税政課

（郵便番号）　520-8577

（所 在 地）　大津市京町四丁目１番１号

（電話番号）　077-528-3217

（FAX 番号）　077-528-4819

（メールアドレス）bg00@pref.shiga.lg.jp

（担当者氏名）　岡本

（照会方法）　電子メールにより行うこと